

## 高松港航路標識灯等修繕業務仕様書

## 1 適用

この仕様書は、高松港航路標識灯等修繕業務仕様書に適用する。

## 2 目的

本業務は、高松港管内の航路標識灯等について、簡易な点検、調整及び耐用年数が超過している部材（パッキン、ヒューズ、灯具等）の交換を行い、船舶航行の安全確保に努めるものである。

## 3 業務場所

高松港

## 4 業務期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

## 5 修繕箇所及び内容

## (1) 航路標識灯

## ①生島北防波堤航路標識 E-1-21

充電制御器 (SVC14-5A 配線材、予備ヒューズ付) 1 個

電源室パッキン (U-318) 1 本

## ②高松港東防波堤航路標識 E-1-2

小型 LED 式灯ろう (ZL-LS115-09G-L) 1 個

D-2 用電源部 (PE12V12×1 リード線、予備ヒューズ 1 個付) 1 式

## ③朝日町係船浮標 C-2-1

電源室パッキン (U-508) 1 本

## 6 その他

(1) 西浜潜堤航路標識、高松港東防波堤航路標識、石油基地南航路標識、朝日町係船浮標等の点検には船舶の使用が必要となる。

(2) 取外した部材等は、受注者にて適切に処分すること。

(3) 必要に応じ事前に関係者（高松海上保安部、船舶事業者、漁業協同組合等）と協議及び調整を行うこと。